

# 長野市防霜ファン設置事業補助金のお知らせ

## 防霜ファン設置事業とは

以下の要件により国の果樹経営支援対策事業等による防霜ファン設置事業補助金の対象とならないものを支援する事業です。

- ・農用区域内(青地)果樹園の受益面積(防霜ファンの効果がある面積)の合計が10アール未満または5ha以上
- ・防霜ファンの設置箇所が農業振興地域内の農地(白地)

※個人又は法人で組織する団体が共同で設置する場合も補助対象となります。詳細な要件についてはお問合せください。

## 支援の内容

防霜ファンの導入・設置費の1/2以内 限度額150万円  
(園地までの電源工事費を除く)

## 手続きについて

(1)交付申請書類を農業政策課へ提出  
申請書等提出期限 令和6年7月31日

(2)申請書類の審査・交付決定

(3)事業着工、完了後実績報告

(4)完了検査、補助金振込



### 【お問合せ先】

長野市農林部 農業政策課 電話:224-7274(直通)  
申請書等は、市ホームページからダウンロードしてください。

※上記以外の事業の詳細な要件については裏面をご覧ください。

# 補助要件

市内の果樹園において防霜ファンを設置する方の内、下記の①～⑤を満たす方が支援対象となります。

①【個人の場合】 市内に住所を有すること。

【法人の場合】 市内に主たる事務所又は事業所を有すること。

②【農用区域内(青地)の場合】

経営に係る果樹園に防霜ファンを設置する場合にあっては、果樹園の受益面積(防霜ファンの効果がある面積)の合計が10アール未満または5ha以上であること。

【農業振興地域の農用区域外の農地(白地)の場合】

面積要件はなし。

\*共同で防霜ファンを設置する場合、対象果樹園が農用区域内(青地)と農業振興地域の農用区域外の農地(白地)にまたがっても補助対象となります。詳細はご相談ください。

③果樹共済または農業経営収入保険に加入しているまたは加入することが確実であること

④8年以上施設及び園地を維持すること

⑤令和6年12月末までに防霜ファン設置が完了すること。

# 必要書類

① 対象経費に係る見積書の写し

② カタログその他の対象経費の概要が分かる書類

③ 防霜ファンを設置しようとする対象地の位置及び面積が分かる図面

④ 果樹共済等に加入している場合は、果樹共済引受内容通知書又は農業経営収入保険証書の写し

⑤ 補助申請時に果樹共済等に未加入の場合は加入する旨の誓約書

⑥ 対象地が借地等の場合、借地等所有者の防霜ファン設置に対する同意書

⑦ 管理規約(共同で設置申請する場合に限る。)

⑧ その他市長が必要と認める書類

※申請者が多数の場合は、補助率が変更となる場合があります。

※予算には限りがありますので、お早めにご相談ください。

